

BIS認定制度

BIS認定制度とは — Building Insulation Specialist（断熱施工技術者）—

積雪寒冷地である北海道での住まいづくりでは、室内環境や省エネの視点から、「断熱」「気密」「換気」「暖房」に関する知識と技能を有する技術者が設計、建設に関わることが特に重要です。

BIS認定制度は、それらの知識・技能を有するスペシャリストを養成、認定する北海道独自の資格制度です。（※BIS資格者は、道内外で約1,700名が登録されています）



BIS資格者の種類

BIS



設計

住宅等の「断熱」「気密」「換気」「暖房」に関する高度な専門知識を有し、正しい設計と精度の高い施工方法の指導ができる技術者

BIS-E



施工

住宅等の適切な「断熱」「気密」施工技能を有し、これを指導・管理できる技術者

BIS-M

設計・施工

BISとBIS-Eの両方の資格を有している技術者



北方型住宅とBIS資格者

詳しくはコチラ



BIS資格者は、産学官の連携のもと、北海道が1988年から開発普及に取り組む「北方型住宅」を設計・建設するために必要な技術者の専門資格として制度化され、30年以上の歴史があります。また、北海道が登録・公開する優良な住宅事業者「きた住まいるメンバー」の登録要件の1つとなるなど、道内の住宅技術者が持つべき資格として、特に重要な資格です。



BIS資格者になるには

必要な受験資格を満たした上で、認定試験に合格する必要があります。

BIS

BIS-E

受験資格

建築士、建築施工管理技士などの資格または一定の実務経験

養成講習
(※)

断熱気密施工に関する現場経験が3年以上

認定試験

筆記試験（寒冷地住宅の知識や断熱・気密等の計画、設計、施工など）

・書類審査（施工実績等）
・面接試験

有効期間
3年

※「養成講習」の受講は任意ですが、認定試験に出題されるものを含め、BIS資格者として必要な知識を習得できます。

